

怡マカベオ七兄弟と母を致命に處せしアンチヨク王の怒り烈しき如く、勃然として
 河内奉行は靈父及び友達を共に火刑に處すべき言渡しを爲し、聖者は此の言渡しを聞
 きし時喜び勇みて天主に感謝し、遂に聖母御誕生の大祝日に當り、靈父及び多くの友
 達と共に死刑場に赴きけるが、亦もや刑場に於て奉行は聖者の信仰を棄てさせんと試
 み、最愛の實子四人の小供を其の面前に置き信仰を棄れば今放免し自由を興ふ可しと
 諭したるに、此の時聖者は其の小供等の果敢なき生命を助くる爲めに其の靈魂を失ふ
 事能はずと、眞正慈愛の心を以て四人の小供の上に眞心の信仰を垂れ、自分及び小供
 の爲めに信仰を捨てんよりも、先づ此の塵世の短き生命を捨て、天國の限りなき生命
 に代へんと、確く信仰に依り決心し、奉行の誘ひと其試しを退けたれば、即時聖者の
 面前に於て、一人宛四人の實子を無慘にも死刑に處し、其の一子を殺す毎に信仰を捨
 るや否と誘ひ試みたるも、聖者は天を仰ひ一心に天主の聖祐を求め、勇猛なる眞實
 の信仰を以て、彼れ等四人の子供の信仰を勵まし之れを耐へ忍ぶ可く諭したり。
 歴史家の一説には、其の小供を火刑に處せしと云ひ、亦一説に依れば斬首せしと録

しけるも、全く四人の實子と共に死刑に處せられしは明かなる事實なり、而して小供
 の靈名は長男ドミンゴ十六才、次男ミカエル十三才、三男トマス十才、四男ポーロ七
 才なりしと云ふ。
 以上四人の小供が首尾能く其の身を天主に捧げ終るを見て、聖者は喜びに滿ち最早
 其の身の苦しみを耐へ凌ぐ爲めに、其の小供等は我れの爲め天國に於て祈り居ると思
 ひ、之れを天主に感謝し、勇氣を起し火刑を受ける爲めの覺悟を爲し、即時一本の柱に
 縛り付けられ、無慘にも實子四人の首級を其の柱の上に掲げ苦しめたるも、聖者は少
 しも之れを顧みず増々勇氣と信仰を惹起したれば、今は奉行も致し方なく薪に火を移
 し猛火の中に總ての靈父友達と共に死刑を蒙り、一家擧て主の爲め身を捧げる事とな
 り、天國に昇天し限りなき幸福を蒙る事となりとなむ。

福者ホアン、今村聖ドミニコ會の第三會員

九月八日

出生の年月日不詳
降生一千六百二十八年死亡

(徳川將軍家光執政時代)

福者ホアン今村聖ドミニコ會の第三會員(日本致命者)

福者今村は熱心の信者にして常に謹直に其勸めを守り、増々善徳に進まんと欲し聖ドミニコ會の第三會員となり、其の會の勤めを守り漸次高德に進み信仰を堅固となし迫害の危険なる場合を凌ぐ爲め勇氣の心を神より蒙り居たりき、聖者は殊に迫害の間我が公教會の爲め非常に働き、聖ドミニコ會の靈父方の傳導師にして常に彼れを援助し仕へ居りけるが、信者の有様は年毎に増々哀れになり行き信仰を守る爲め尤も困難を凌ぎ、聖者は絶へ間なく信者を勵まし信仰の糧となる公教要理を熱心に解き明かし靈魂を清くして信仰の勇氣を得せしむる秘蹟を屢々蒙る爲めに厚く勤めを爲し、若し弱き信者が信仰を捨つるあれば全力を盡して之れが立ち還りを起さしむる、爲めに彼れ等を助け、外教者には勿論教理を説き之れを導かんとて働き居りたり。

聖者は靈父方を助け布教の事業を容易に果し得る爲め、常に一艘の船を用意し備へ

福者ホアン今村聖ドミニコ會の第三會員

置きて、何んの恐れもなく靈父方を隠し衆船せしめ土地を移轉する毎に、何時も聖者は船子と成りて東西に航し、其の爲め靈父方は多くの困難を減じてたやすく信者の必要に就き世話を爲し居られたり、嗚呼聖者の船の中には幾度も信者は其の船に潜み居り給ふ靈父の許に到りて各々罪の宥しを得て慰めを蒙り、信仰を増々嚴重に守る爲め勵ましを受けて恐れもなく危険を冒す爲め此の船中より勇氣の心を起して出で居りし聖者は斯の如く靈父及び信者に仕へて布教の爲め力らを盡し居りたるが、遂に降生一千六百二十八年ドミンゴカステレス靈父は捕手に縛せられ、聖者は多くの信者と共に奉行の前に出で公教會の信者なりと表白し入獄の身となりしならん、其の後長崎の監獄に入牢し艱難を凌ぎ其の功しは最も多大にして、慘酸なる火刑の言渡を聞くや大ひに喜びに満ち他の友達と共に、降生一千六百二十八年九月八日遂に希望を達し死刑に處せられ致命の光榮を蒙りたりと云ふ。

福者ポロ相原聖ドミニコ會の第三會員

九月八日

生年 月 日 不詳
降生 一千六百二十八年死亡

(徳川將軍家光執政時代)

福者ポロ相原聖ドミニコ會の第三會員(日本致命者)

福者の記録は遺憾なる哉更らに保存し居らず故に之れを調査するの道なきも、聖者は船乗業を爲し居れりと云ふの外詳かに知る能はずと雖も、其の勝れたる徳及び宗教上に就き特別の功績有りし事は一點の疑を抱く事なく、聖者は信者の勤めを守りたる上聖ドミニコ會の第三會員たるの規則を確守し善徳に進まんと常に切望せし事は疑ひを容れず明かに知り得るなり、亦之れに獄則の嚴重を苛酷なる苦しみに耐へ居り給へば其の功しは頗る多大なる事にして、常に希望し止まざりし火刑の言渡しを受け非常の喜びを以て此の處分を蒙りしは、實に降生一千六百二十八年九月八日の事なりし、此時聖者は其の希望せる致命の恵みを果す事とて之れを以て満足の思ひを爲し天主に感謝し天を仰ひて落命し昇天せしと云ふ。

九月八日

生年 月 日 不詳
降生 一千六百二十八年死亡

(徳川將軍家光執政時代)

福者マテオ、アルバレース聖ドミニコ會

第三會員(日本致命者)

福者は西班牙人の姓名なるも我が日本人にして其の職業は水路嚮導者の任を帯び、聖者は只熱心なるのみならず、聖ドミニコ會の第三會員にして、此の會の規則を守り普通の信者よりも其の徳の完全を蒙る爲めに熱心に働き居り、迫害の爲め靈父方に就き何んの恐れなく幹旋の勞を厭はず布教の事業を手傳ひ居り、遂に其の厚き信仰及び布教に就き爲したる働きの爲め縛吏に逮捕せられ入獄の身となり、奉行は聖者の信仰を捨てさせん爲め種々の手段を爲し、信仰を捨てなば直ちに放免し自由の身となるべきも、聖者は常に信仰を保ち勇氣を起し總ての誘ひを退けたれば、奉行も今は致し方なく火刑の言渡しを爲し聖者は頭なる靈父を始めとし多くの友達會の兄弟と共に長崎附近の刑場に於て、降生一千六百二十八年九月八日實に焔々たる猛火の中に呼吸は絶

福者マテオ、アルバレース聖ドミニコ會第三會員

福者マテオへアルバレース聖ミドニコ會第三會員

へ給ひ天國に於て聖母マリヤ御誕生の大祝日を拜する爲め尊き靈魂は昇天なし給ひし
ニミヨ



九月八日

生年月日 不詳
降生一千六百二十八年死亡

(徳川將軍家光執政時代)

福者ミカエル山田及び其の實子ロレンソ聖ドミ

ニコ會 第三會員(日本致命者)

福者山田聖者は始め船乗を業として生活を爲し居りたるが、其の職業に従事し居るも信者の勤めを少しも怠らず、年月を重ねて増々徳行に進まんと厚く志し聖ドミニコ會の第三會員となり、熱心に其の勤めを確守し斯の如く常に居りて、其の身を成聖ならしめん爲め我が内地に於て迫害の時に當り、信者は頗る危険に落ち入りけるを見亦靈父方は窘逐の爲め頻りに布教に困難し給へるを認め、痛く其の心を惱し遂に靈父方を助けて其れに仕ん爲め傳導師となり布教に働く事となられたり。

聖者は傳導師の勤めを熱心に果し信者の信仰を堅固に守らしむる爲め之れを勵まし外教者に教理を説明して眞理に導き靈父方の巡教に伴ひて力らを盡しけり、亦聖者は船を貯へ居りければ其の船の中に靈父方を隠して諸方に航海し信者に秘蹟を授けん爲

福者ミカエル山田及び其子ロレンソ聖ドミニコ會の第三會員

めに使用し居たりき、斯の如くにして働きたるより靈父方は最もたやすく島々に散在し居る信者に秘蹟を授け居り給ひ、聖者は少しも屈せず靈父及び信者の爲め力らを盡して働き勤め居る内に、縛吏に發見せられ遂に聖者は逮捕せらるゝ事となり長崎の監獄に入監し、獄内に於て會の頭なるドミンゴ、カステレス靈父及び會の多くの兄弟に圖らずも遭遇し、増々其の會の勤めを熱心に守り實に監獄は修道院の如くに變じて其の困難辛苦も喜びと代りて耐へ凌ぎ、修道者なる、生活を愉快を以て守り居りたり、奉行は聖者の信仰を捨つる爲めに試み初めたり、聖者は縛せらるゝと同時に其の財産悉皆を没收せられ、亦靈父を隠して布教の爲め力らを盡し居りたれば將軍の命令に依り止むを得ず死刑に處すべき者なるも、聖者が信仰を捨つれば其の實子と共に放免して自由の身となし其の上没收せられたる財産を悉く聖者に還付すべしと命じ諭したれど、信仰上の熱心と勇氣を現せし聖者は奉行の諭しを輕んじ其の果敢なき生命を保つ爲め到底も信仰を捨つる能はずと其の誘ひを一言のもとに退けたり、此の時奉行は聖者の堅き決心を見て遂に死刑の宣告を爲したるは實に降生一千六百二十八年九月八

日の事にして、多くの友達と共に獄内より引き出され死刑場に赴き、聖者は當年僅か三歳にあたる愛らしき嬰兒を抱き心中大ひに喜びに滿ち進みて行き刑場の内に入りければ直ぐに一本の柱に縛せられ、無慘なる獄卒等は聖者の眼前に於て罪なき嬰兒を用捨もなく刃にて首級を刎ねたれば恰も小天使の如く昇天し、聖者は其の最愛の實子が其の身より先きに天國に昇るを見て心に深く天主に感謝し、其の後も獄卒等は火を薪に移したれば猛火の中に呼吸は絶へて實子と共に限りなき幸福を蒙り昇天なしたりとなむ。



福者ルシア聖女ドミニコ會の第三會員

九月八日

降生一千五百四十八年出生
同一千六百二十八年死亡

(徳川將軍家光執政時代)

福者ルシア聖女ドミニコ會の第三會員(日本致命者)

福者ルシア聖女は我が日本國の致命者の内最も豪傑なる女子の内指を屈すべき婦人にして、若年の時より御主耶穌基督に一身を捧げ全く善徳を積まんとて働き居り、聖女は其の長き生命を神の爲め盡し居り給ひしは實に勝れたる徳を重ねる事となり、増々高德に進みて多年間信仰は少しも冷却せず、老年に及ぶに従ひ其の聖徳は現れ來りけるも之れを勵行せん爲め聖ドミニコ會の第三會員となり、其の規則を熱心に確守し増々信仰を勵み毫も屈せず喜び進んで完全の德行を重ね居り給ひけりと云ふ。

聖女ルシアは其の身の精神力を全く神に捧げて居る如く其の家屋財産を悉く神に捧げ、其の爲め自分の家は常に開放して總ての靈父方の爲めに備へ居り、殊に迫害の時に當りては聖ドミニコ會の靈父等は此の家に潜み居り給ひて、少しも恐れなく其の邸宅に祈禱室の設けもありて始終靈父は彌撒聖祭を執行し信者は密かに集りて聖祭を

拜聴し秘蹟を蒙り居り、聖女は公教要理に精通し居りければ熱心に信者の爲め之れを説き明し聖女の力ら及ぶ限り働きて真正の傳導婦となり居たりて、尙其より布教に就きドミンゴ、カステレス靈父の爲め非常に勤め手傳ひければ、靈父は聖女の其の勝れたる徳に因て愛せられ亦彼れより飲食衣服の仕度洗滌迄を受け居られ全く真正の母の如く愛顧せられ、亦聖女も靈父を其の聖職の爲め尊敬して實子の如く愛し給ふたと云ふ、此の兩人は實に耶穌基督に於ける一致の心を有し其の爲め靈父と共に神の爲めにからを盡し一所にて共に縛せられ一所にて火刑の處分を受けられたりと。

聖女が靈父と共に縛せられしは實に降生一千六百二十八年六月十五日にして、ドミンゴ、カステレス靈父は聖女の家にて多くの信者に説教を爲居られ給ふ時縛吏は入り來り、無慘にも靈父及び他の信者も聖女と同時に捕縛せられて奉行の前に引出され其の後靈父と共に長崎の監獄に移さる、聖女は行年八十歳の老女にして獄内に於て多くの艱難辛苦を凌ぎ給ひ、悉く御主耶穌基督に喜び勇みて之れを捧げ奉り、無慘なる獄内の苦しみも耐へ忍び神の特別なる恵を蒙り聖女の生命を保たせ給ひ、致命を以

福者ルシア聖女ドミニコ會の第三會員

て果敢き生命を神に捧げ得て遂に奉行より火刑の處分を聞き最極の喜びに満ち、斯の如く最も愛せられたるドミンゴ、カステレス靈父と均しき苦しみを受ける事となりしは實に降生一千六百二十八年九月八日の事として、聖女は勇氣の心を以て刑場に赴き其の時行年八十歳の老女なるも焰々たる猛火の中に少しも苦し氣なく呼吸は絶へさせ給ひければ獄卒等は非常に其の行動に驚嘆しけると聞く、嗚呼神は聖女に致命の冠りを與へて其の積重ねたる多大の功しに依り天國に導き給ひ昇天する事となりしと云ふ。



九月八日

生年 月 日 不詳
降生 一千六百二十八年 死

(徳川將軍家光執政時代)

福者ルイス仁八及び其實子二人聖ドミニコ會 の第三會員(日本致命者)

福者ルイス聖者は熱心なる信者にして神に對する拜禮を適當に執行する爲め力らのあらん限り之れを奮勵し、亦傳導師の勤めを爲し居らざるも外教者を眞理に導く爲めに厚く多くの人々を勧誘し、公教要理を熱心に説き明し斯の如く迫害の時迄熱心に信者の勤めを守り居り、迫害の時に當て聖者は信仰上少しも冷却せず増々信念を堅固に保ち之れを熱心に守り居たるが、靈父方は悉く我が國より放逐せられたるも再度竊かに忍び歸られたれば、聖者は其の始めより靈父方に對し深き同情の憐みを惹起し其の兄弟なる聖ドミニコ會の靈父等に聖者の家を貸與し、其の後も將軍は靈父方に家屋を貸與する者の爲め慘酷なる死刑の處分を爲すべき法律を發布したるも、聖者はこれに對し少しの恐れもなく其の家を致命の恵みを蒙る時迄喜びて靈父方に貸與し居たれ

福者ルイス仁八及び其實子二人聖ドミニコ會の第三會員

ば河内奉行は彌々聖者の強き信仰を有し將軍の命令に背き居るを聞き即日其の面前に可憐なる實子二人と共に呼出したるも、之れに對し少しも恐れず聖者の長男靈名フーラ
ンシスコ五歲次男ドミンゴ二歳の兩兒を連れて奉行の法廷に出づ、此の時奉行は聖者の信仰を捨て爲めに種々手段を爲したるも之れに對し聖者は何時迄も勇氣の心を起し其の試みを退けたれば、奉行は其の愛らしき二人の子供の慈愛の爲め之れに勝ち得べしと思ひ聖者に向ひ、汝は信仰を捨てるか又は之れを捨てざる時は即時に二人の實子を斷罪に處すべしと最も嚴重に言渡し論したり、此の時聖者は天を仰いで神の愛は第一にして子の愛よりも強く尊しと思ひ、神に背ひて其の子を愛する事能はずと決心し勇氣の心を以て奉行の誘ひを退けたり、斯の如く神より受けし二人の子を神に捧げ之れを以て其の二人の子に就き眞正の慈愛が存する事を世に現し遣存せらる最も良き手本を示されけり、彌々奉行は其の威せし言葉を實行する爲め實に降生一千六百二十八年九月八日、長崎附近の刑場にて聖者は勇猛の信仰を以て其の二人の實子が首級を刎られしを見て誠に喜び、顔面に浮べ次で來るべき冷かなる刃を待ち居りたるが、獄

卒等は奉行の相圖を見て聖者の首級を切り落し多年の希望せる致命は茲に成就し榮冠を蒙る事となり限りなき幸福を受けたりと云ふ。



福者ロマン仁八及び其の實子レオン聖ドミニコ會の第三會員

九月八日

生年 月 日 不詳
降生一千六百二十八年死亡

(徳川將軍家光執政時代)

福者ロマン聖者及び其の實子レオン聖ドミニコ會第三會員(日本致命者)

福者ロマンは最と勝れたる高德を備へたる信者にして熱心に聖ドミニコ會の第三會員となり、其の勤めを守り亦迫害の間少しも恐を抱かず靈父方の傳導師となり、其の任務を果す爲め全力を盡し非常に靈父の布教を助け居りて布教の爲め行動中縛吏に逮捕せられ、實子レオンと共に降生一千六百二十八年九月八日長崎附近の刑場に於て斬罪に處せられたるも、其の時の狀況並に肉身の姓名出生の地に至る迄記録に存せず、遺憾ながら何事をも茲に記載する事を得ず、亦實子に就ても同じく遺書に存するものなし讀人之れを了せられよ。

九月八日

生年 月 日 不詳
降生一千六百二十八年死亡

(徳川將軍家光執政時代)

福者ホアン林田聖トミニコ會第三會員(日本致命者)

福者なる林田聖者に就ては總て何んの記録も遺存せず、遺憾ながら之れを知るに由しなしと雖も聖ドミニコ會の第三會員にして、多くの友達と共に長崎附近の刑場に於て降生一千六百二十八年九月八日斬罪に處せられたる事は明かに古書に存し居れり。此の時火刑及び斬罪に處せられし人の内福者に撰定し揚げられたるは二十二人にして、其の外に致命せられし人々の内福者とならざる者ありと雖も之れを知に由なく遺憾とする處なり、尙此の人々は多く福者の親類又は近縁の人多からん、殊に靈父方の寓所の隣り人にて密かに靈父を助け居りし者なりと聞く、此の時死刑に處せられし人々は何れも焼き盡して灰となし之れを俵又は袋に入れて海中に投棄せしと云へり。

福者ホアン林田聖トミニコ會の第三會員

福者ミカエルひもの屋及び其の實子ホーロ聖ドミニコ會の第三會員

九月十六日

生年月日不詳
降生一千六百二十八年

(徳川將軍家光執政時代)

福者ミカエル、ひもの屋及び其の實子ホーロ

聖ドミニコ會の第三會員(日本致命者)

福者ドミンゴ宗兵衛聖ドミニコ會第三會員(日本致命者)

福者以上三名の内ミカエル聖者をシモンと稱しドミンゴ聖者をアンデレスと記録の内書あり、而して何れも熱心なる信者にしてミカエルと稱するシモンは國名不詳なるも古書にはナメチと云ふ土地に生れし人なりとあり、亦ドミンゴと稱するアンデレスは江の島の人なりと云ふ、何れも聖ドミニコ會の第三會員にして長崎附近の刑場に於て、降生一千六百二十八年九月十六日斬罪に處せられし事は明かなるも、遺憾ながら其の當時の狀況を迫害の嚴重なる爲めに書き送る能はざりしが今古書に就き取調べたるも詳かならず、然るに我が教皇ピオ九世陛下は降生一千八百六十七年七月七

日我が日本致命者を福者に撰定し揚られたるときに彼れ等も其の撰に加里福者の榮位を蒙る事となりたり。



附 録

聖ドミニコ會の致命者にして著名なる人々の内未だ福者聖人に撰定漏れの者數多ければ、其聖傳を抜寫して附録とし是より以下其概略を録す事とせり、願くば讀者よ斯かる尊き致命者の爲め、天主の聖寵に依り一日も早く福者聖人の位に列せられんことを朝夕清き祈の中に連想すべきを切望し止まざるなり。

八月十九日

降生一千五百八十七年誕生
同 一千六百三十三年死

(徳川將軍家光執政時代)

靈父ドミンゴ、イバニエス、デ、エルキシヤ尊師

靈父ドミンゴ師は西班牙國の人にして降生一千五百八十七年サン、セバスチャン市に於て誕生せられ、適當の年齢に達して聖ドミニコ會の修道者となり、降生一千六百一十一年福者アルホンソ、ナワレテ聖師と共にヒリピン島に渡航せられしが、靈父は才德秀て最も勝れたる成績を以て數年間同島に働かれ又大學校にて哲學教授せらる、其當時靈父は島内第一位の説教者と賞讃せられ給ひ、降生一千六百二十三年竊かに我日本國へ來航の途中多くの危難を凌がれるが、此年六月十九日風波に乗じ意外にも我國薩摩の海岸に漂着し給へば、靈父は俗人の姿にて上陸し即刻城下に到り國主に面謁し風波を避くべく港内碇泊の許可を求めたれば、船長と認められて入港税を命せらる、斯くて此船は長崎に到らざりしも、靈父は遂に目的地なる長崎へ來着せらる、されど此頃迫害の最も嚴重なりし時とて内地に潛み隠れながら布教爲し給ふこと十年、

附録 靈父ドミンゴ、イバニエス、デ、エルキシヤ尊師

其間大なる働と非常なる困難を嘗め給へし事は、詳かに筆紙に盡し難きも先づ其狀況は、降生一千六百三十二年我日本國よりマカオに渡航せし葡萄牙人等の物語に曰く、靈父が非常なる働は在日本總ての靈父の力を合すよりも勝れり、とは是れ餘り過賞かも知られざれど兎も角其仕業の如何に敏活に渡らせ給ひしを窺ひ得なり。

斯の如く靈父は他の靈父よりも大に秀て居り給へば信者のみならず諸靈父方も尊敬せられ、何れの會に屬するを問はず總ての顧問を仰ぎ其勸め慰めを蒙られたる次第にして、役人等は早くも靈父の著しき働を探知し殊に此靈父の所在を搜索せんとて全國へ八相書を廻したるも、靈父の巧なる姿は千變萬化にして或時は役人等の傍に居ながら、其側近くより放るゝこと恰も流水飛鳥の如く幾十度も之を脱出し給ひ容易く縛吏の手に入らざりしが、降生一千六百三十三年靈父に仕へ居し一人を捕へ拷問の末遂に靈父の所在を白状したるより始て縛せられ給へぬ。

斯く役人等は靈父を捕縛する爲めに非常の腦力を要したれば大に喜び逮捕の末、信仰を放棄せしめんとて種々手段を盡し始めには温和の手立にて其才徳を賞揚し、靈父

が若し信仰を放棄せば將軍は必ず大に喜びて親密の交情を爲すべしと諭し、或は年毎に金一萬兩を生料として給せらるゝ旨を説き彼是誘惑したるも、靈父は之を輕んじければ彼等は止むを得ずとして、種々なる苦痛を與へたる末最後に穴責の刑を爲し深き穴の上に釣下し木板二枚にて腹部を壓し呼吸閉塞の悲況に陥り鼻腔よりは鮮血を流出し、實に見るも慘酷の状態にて凡そ三十時間之を耐凌ぎ給ひしも、遂に之が爲め降生一千六百三十三年八月十九日午後此の苦みの中に臨終せられ、尊師の靈魂は此拷問場より肉体を離れて昇天せられたりと云ふ、而して靈父の斯る苦難を蒙られし時は我國迫害の最極點とも云ふ頃なれば、信者も大に減少し其最後を傳へる者さへなかりしは實に遺憾の次第なりとす。

附録 靈父ジャコポ園水、デ、サンタ、マリヤ尊師

八月十七日

生 年 月 日 不詳
降生一千六百三十三年死亡

(徳川將軍家光執政時代)

靈父ジャコポ園水、デ、サンタ、マリヤ尊師

靈父は我が國の人にして肥前の大村に於て信者なる両親より誕生し、小供の時よりゼスイト會の長崎に設置しある神學校に入り教育を受け、其の後も熱心能辯なる傳導師として働き居りけるも、益々善徳に進まん爲め南洋マニラに渡航し、降生一千六百二十四年八月十五日聖ドミニコ會の脩道服を纏ひ翌年誓願を爲し、降生一千六百二十六年八月十五日聖母被昇天の大祝日に當り司祭の職を受け、翌年に至り日本に歸航せん爲め臺灣島まで歸り布教なし居り給ひしが、再度マニラに歸り降生一千六百三十二年マニラを出發し、航海中非常の災難に遭遇し五ヶ月の後、漸やく歸國し、此の間に於て如何に艱難を凌ぎ給ひしか詳かに知らざるも、マニラを發足せし時は頭部に白髮一筋も見ざりしが薩摩の海岸に着せられし時は、一本の黒髪もなく全く白髮と化し居り給ひし次第にて其の航海中の苦業を窺ひ知られたりと云ふ。

斯くて降生一千六百三十三年三月迄薩摩國に於て密かに布教し居り給ひし後長崎に歸りしが、此の時靈父に仕へ居る傳導師ミカエル喜兵衛は縛せられ拷問の爲め遂に靈父の潛み居り給ふ所在を白狀し、同年七月四日靈父も縛せられて大村の監獄に入牢し、此の年八月十四日再度長崎に連れ戻されて同月十五日穴責を受け、ドミンゴ尊師の最後の如き狀況にて慘酷にも三日間其の苦難を耐へ勇氣を以て凌ぎ給ひしが、遂に此の月十七日此の拷問臺の上に呼吸は絶へ給ひけり。

茲に特筆すべきは斯くも靈父は聖母の被昇天の祝日を以て脩道者となり、同じ被昇天の祝日に司祭の職を蒙り、其の臨終の時に當りても聖母の御昇天の大祝日を以て致命の責苦を始め、遂に昇天せらるゝの光榮を受け給ひしは最も尊き限りに非らずや、靈父はジャコポ、デ、サンタ、マリヤと稱し居り給へば全く特別聖母の御恵みを蒙られしによる事ならん。

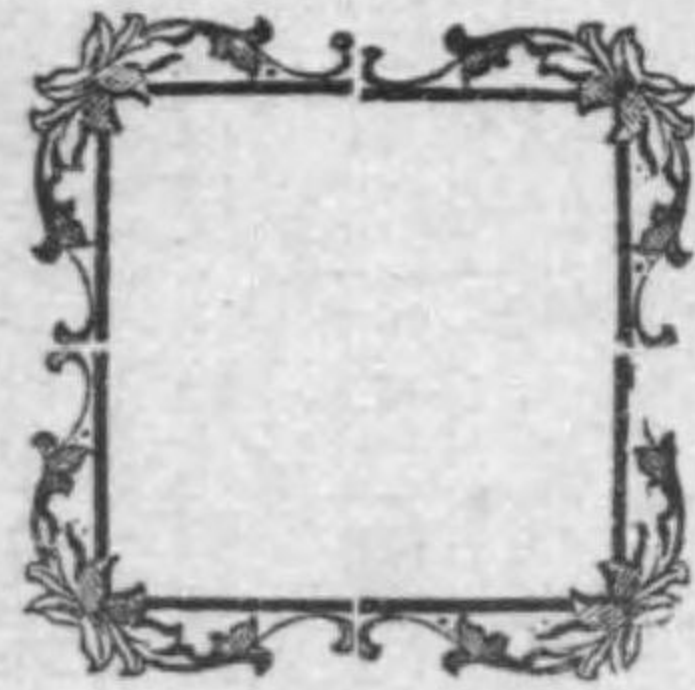
附言

園水靈父の傳導師ミカエル喜兵衛は烈しき拷問に依り靈父の所在を脅迫せられて遂

附録 靈父ジャコポ園水、デ、サンタ、マリヤ尊師

附録 靈父ジャコボ園永ア、サンタ、マリヤ尊師

に白狀なしたるも信仰は常に堅固にして靈父と同日に同じ責めを受け靈父と共に落命せり、某歴史家は此の傳導師及びホアン與兵衛と稱する同傳導師と共に兩人共獄内に於て脩道者たるの誓願を爲したりと録し居れり、此の時は最も猛烈なる迫害に依り明かに事實を知る事能はざりし次第なりと。



八月十五日

生 降生一年 月 不詳
生一千六百三十三年死亡

(徳川將軍家光執政時代)

助脩道者フランシスコ姓名不詳(日本致命者)

致命者フランシスコ脩道者の履歴に就ては明かならざるが我が國の人にして、其の出生の地及び職業は如何なる生れなりしか明かに知る能はずと雖も、聖ドミニコ會の脩道者にして其の首長なるドミンゴ、イバニエス靈父と共に布教に従事し、遂に彼れと共に縛られ長崎の監獄に入牢し、遂に降生一千六百三十三年八月十五日聖母の被昇天の大祝日に當り、無慘極まる穴責めを受け其の拷問場に於て呼吸は絶へ落命し、天主に其の身を捧げ奉り他の致命者と共に遺骸は寸斷せられて焼き盡されたりと云ふ

附録 助脩道者フランシスコ姓名不詳

十月十九日

附録 靈父ルカス、デル、エスピクツサント尊師
同 降生一千五百九十四年誕生、
一千六百三十三年死亡

(徳川將軍家光執政時代)

靈父ルカス、デル、エスピリトゥ、サント尊師(日本致命者)

靈父は西班牙の人にしてベナベンテと稱する町に於て降生一千五百九十四年十月十八日誕生し、此の地に於て聖ドミニコ會の脩道者となり、降生一千六百十八年ヒリビン島に渡航し大學校に於て哲學の教師となり、エルキシヤ靈父と共に降生一千六百二十三年、我が日本國に渡來し、靈父は殆ど日本全國を巡教せられ、北國筋の未だ我が公教會の靈父の到らざる地の北の端まで布教せられ、其の間に於て布教上耐へ凌ぎ給ひし困難辛苦は多大にして述べ盡し難く、降生一千六百二十七年頃に至りては長崎附近の山中に隠れ、四十日の間山草のみを食物とし何物をも他に食ふ能はず、其の後山中より忍び出で再び北國筋に赴き、其の途中海上にては非常の暴風雨雪霜に遭遇する事屢々あり、亦山陰山陽東海の諸國に涉り巡教の後、降生一千六百三十三年八月十五日京都に到り夫れより大阪に赴かれ、同年九月六日此の地に留り居り給ひしも縛吏

の來るを發覺せられ、之れを逃れて其の附近に潜み居り給ふゼスイト會のアントニ靈父に面會せられ、大ひに喜び兩靈父は互に到底就縛を免かるゝ事能はずと決心せられ相離れずして生死を共にし縛せられん事を約し、直ちに船を用意し密かに之れに乗り移り船中に潜み隠れ給ひしも、二日の後聖母誕生の大祝日に當り兩靈父及び他の友達と共に捕縛せられ監獄に到る、護送途中に於て靈父はテラウンと感謝の讚美歌を唱へられ、其の後聖ドミニコ會の靈父トマス、デ、サン、ハシント西六左衛門の潜み居る處を白狀させんとて水責の苛酷なる拷問を受けたるも、其の功力なく一言も答へ給はずして長崎に護送せられ、其道すがら長き行路に於て公然と二十年來迫害の爲め爲し能はざりし熱心なる説教を到る處に於て爲し給ひつゝ信仰を表白し、各地及び九州小倉市に於ては先きに靈父の知り居る信者の内信仰を放棄なし居るを見て非常に悲み落涙せられけるが、長崎に着せらるゝ後十月二日は玫瑰の大祝日にして再度水責の拷問を受け、尙同月十八日恰も靈父の誕生日なる保護者の祝日に當り曾て屢々録せる如き穴責めの苦しみを受け、其の夕方に至りて一度監獄に連れ戻し役人等は信者を

附録 靈父ルカス、デル、エスピクツサント尊師

附録 靈父ルカス、デル、エスリツサント尊師

威す爲め靈父及び三人の友達は信仰を放棄せりと言ひ廣めたれば、西班牙及び葡萄牙の人々は之れを聞き直ぐに監獄に到り、靈父に會し其の實否を問ひけるに微笑を現しつゝ之れは讒言なりと答へられ、神の御恵みに依り常に三人とも信仰を堅固に保ち居りて、終りに至る迄之れを守り通すべき希望を抱き居れりと語られ、其後役人は靈父が獄卒等に向ひて熱心に説教を爲されしを見て、翌日即ち降生一千六百三十三年十月十九日早朝より再度穴責の慘酷なる所置を爲し、遂に無慘にも此の拷問場の露と消へ落命せられたりと云ふ。



十月十九日

生年月日 不詳
降生一千六百三十三年死亡

(徳川將軍家光執政時代)

助修道者マテオ小兵衛デル、ロサリヨ(日本致命者)

修道者マテオの履歴に就ては詳かに之れを知る能はざるも、聖トミニコ會の修道者にして致命の恵みを蒙る前凡一年前よりルカ靈父に仕へ居りたるも、名高き巡教の節は靈父も伴ひ給はず依然京都に残りて布教に従事し居り、靈父が各地の巡教を終へて京都に歸り給ふ時は直ちに其の許に到りて、靈父の致命の時に至る迄仕へ居り其の側らを少しも離れず働き居りしが、靈父は止むを得ず捕縛せられ給ふ時の來りしと思ひ、修道者マテオに向ひ早く逃れ隠るべしと命じ諭されたるに、到底も靈父より離れざる決心を現したれば、遂に靈父と同日に縛せられて左も嚴しき慘酷の繩目を受け、靈父よりは烈しき苦しみを蒙る、其の後ち曾て録せし如く靈父トマス六左衛門の潛み居る場所を白状させん爲めに水責を爲し苦しめたるも、遂に一語も發せざれば止むを得ずして長崎へ靈父と共に護送し、尙も再度靈父と共に信仰を放棄せしめん爲めに烈

附録 助修道者マテオ小兵衛デル、ロサリヨ會員

附録 助脩道者マテオ小兵衛テル、ロサクヨ會員

しき水責を以て威したるも、勇氣を起して信仰を堅固に保ち之れを耐へ凌ぎ給ひ、降生一千六百三十三年十月十八日多くの友達と共に穴責の苦難を受けしも之れを耐へ忍び給ふ、其の晩方に至りて役人はルカ靈父及び其他二人の友達と共に其の責を退けて信仰を捨て可く諭し、長崎市内には此の人等は信仰を放棄せりと云ひ觸し、翌日に至り再度靈父と共に烈しく穴責を以て遂に此の無慘なる拷問臺の上にて終命せられたりと云ふ。

附言

今録せし會の二人の助脩道者は同じ責めに依り信仰の堅固を保ち終りたるが、二人共聖ドミニコ會の修道者なるか編者は之れを明記し難く、致命者より外に靈父と共に昔より同會の傳導師なるドミンゴ角助を捕縛し監獄に護送せし時、彼の兄弟は役人等に向ひ我れは彼れの兄弟にして信者なり、故へに共に縛せられよと請ひければ共に押へられて縛されたり、此の二人は獄内に脩道者たりしか詳かならず、聖ドミニコ會の歴史に同日に致命の恵みを蒙りたるフランシスコと稱する人あり、彼れ

はドミンゴ角助の兄弟なるか詳かならず、彼れは穴責めより一度は退けられたるも其の拷問の烈しき爲め其の晩獄内に於て落命せりと聞く、亦ドミンゴ角助は翌日に至り再度靈父等と共に穴責の苦しみを受け其の爲め遂に落命せりと云ふ、而して其の退けられし者を歴史家は聖ドミニコ會の兄弟なりと録し遺存し居るなり。



附録 助脩道者マテオ小兵衛テル、ロサクヨ會員

附録 靈父ホルダン、アンザロン、デ、サン、エスタバン尊師

十一月十七日

生年 月 日 不詳
降生 一千六百三十四年 死亡

(徳川將軍家光執政時代)

靈父ホルダン、アンザロン、デ、サン、エス

テバン尊師

靈父はシ、リヤ島に誕生し故郷サン、エスタバンに於て聖ドミニコ會の脩道者となり、西班牙國に哲學神學を修めたる後降生一千六百二十五年ヒリピン島に向ひ出發せられ、降生一千六百三十二年我が日本國に渡航し長崎附近の國殊に大村城下に布教し、艱難辛苦に依り病に罹り危篤に陥りけるも、致命を以て神に其の身を捧げんと熱心に聖母に向ひて病苦平癒の爲めに祈誠を爲したるに、不思議にも四五日の内に病氣は完全に治癒し、其の後暫らく働きたりしも降生一千六百三十四年八月四日長崎附近に於て、トマス、デ、サン、ハシント靈父と共に縛せられ長崎の監獄に入牢せられたり。

斯くて靈父に向ひ役人等は信仰を放棄せしめんと種々なる手段を爲して三回迄も代

官所に引出したり、其の第一初めは大ひに慰めを以て賞言し金錢を投與し甘言にて信仰を捨てせんと欲す、外教者と信者を區別する爲め聖母の肖像繪を出して之れを土足にて踏ましめんと試みたるに、靈父は之れを見るや両手は縛され居るより止むを得ず其繪を取る能はざれば、直ちに其の身体を肖像繪の上に覆ひて外教者の足にて踏むを避けしむ、其の時役人等は慘酷にも靈父を打撲きたる上代官所に於て種々なる尋問を爲したる上入獄せしめ、第二は代官所に引き出し靈父に向ひ油煎りと爲し尙も信仰を捨てざれば鐵弓に掛けて火に焙り殺すべしと脅迫し、面前に火爐を出し熾々たる炭火を熾すを見せて諭したるも其の威し言葉も無益にして、遂に水責を爲し手桶に六十杯の水を口より注ぎ入れては木板を以て之れを壓しては吐かしめ、其の度毎に鮮血を交へて見るも無慘の極みなりしが、殆んど死に瀕したる姿となりし靈父を再度び監獄に移し入れ休養せしめたる後ち、又も第三には焼竹を以て両手の爪より刺し入れ第二關節骨迄刺し入れたるも、靈父は笑みを浮べて之れを耐へ凌ぎ給へば、役人等は慘酷にも両手を取て堅固の石盤上に撲き付け尙も尿道より竹魚叉を刺し入れたれば、鮮血に

附録 靈父ホルダン、アンザロン、デ、サン、エスタバン尊師

附録 靈父ホルゲン、アンサロン、テ、サン、エステバン尊師

肉片を交へて漏れ出で耐へ可くもあらぬ責を受けられて、非常の拷問に掛り給ひしも信仰上の勇氣を以て凌ぎ勝ち得ければ、遂に同年十一月十一日穴責を爲し少しも食物を與へずして七日間之れを耐へ忍び居られしが、此月十七日に至り呼吸は絶へて落命せられたるは實に降生一千六百三十四年十月十七日の事なりしと云ふ。

靈父の智識は博學にして語學に秀で給ひ生國の言葉より外に、西班牙、羅典、希臘支那(漢字三千を暗記)しヒリピン島のイバナグウ、及び日本語等の各國に渡る言語に精通せられ、西班牙語より聖ドミニコ會の聖人傳を羅典語にてメキシコに滯留中略書し給ひ、最も智識に秀で居り給へば德行にも勝れ、常に身体には苦業の鎖を帶られて屢々二筋の鐵鎖を以て其の肉体を打ち給ひ、神より屢々特別の恩寵を蒙りたる内に、人の心の内に貯へ居る總ての秘密迄を覺知し得る様に成り居給ひしと聞けり。

十一月十七日

降生一千五百九十年誕生
同一千六百三十三年死亡

(徳川將軍家光執政時代)

靈父トマス、デ、サン、ハシント西六左衛門尊師

靈父は降生一千五百九十年肥前國平戸に於て誕生し其両親は信者にして父はガスバル西内記母はウルストラ曾代と稱し、小供の時よりゼスイト會の靈父に養育せられて羅句語に精通し、成長するに及び傳導師の勤めを熱心に果し能辯家なりとの評ありしが迫害の時代に當りて神學を學ぶ爲め遠くヒリピン島に渡航し、直ぐに聖ドミニコ會の修道院に入る爲め志願を爲したるも、修道者は靈父の志を試みる爲め暫らくにして大學校に入らしめ哲學神學を教授し、遂に其の才徳及び謙遜の勝れたるを認められ其の志の如く修道者たるの許しを蒙り卒業の後、降生一千六百二十六年我國に歸郷せん爲め臺灣迄歸り、此より降生一千六百二十九年琉球島に渡り此の地に於てホアン、ルエダ靈父の致命せられし有様を取り調べてマニラに書き贈り、同年我が國に歸り非常に働き居り給へば奉行等は此の靈父の勝れたる、布教の有様を發覺し、靈父の所在

附録 靈父トマス、デ、サン、ハシント西六左衛門尊師

附録 靈父トマス、ア、サン、ハントン四六左衛門尊師

を知らん爲めには多くの信者を拷問白狀せしめんと爲し、又は搜索の爲めに懸賞を爲しければ人々は二百五十餘里も遠地に之れを搜索に出掛けたるも更に其の手掛りも認めず、遂に降生一千六百三十四年八月四日に至りホルタン靈父と共に長崎附近なる三洲由良と稱する村に於て縛せられ、兩靈父は水責焼竹責め穴責め等の大拷問を受けられたるも、更らに信仰を棄つ可き言葉だも發せ給はず只無言にて之れを耐へ凌ぎ給ひけるが、穴責を以て斷食七日の後ホルタン靈父より數時間前に此の苦業の爲めに拷問場の露と消へ給ひてたり。(其の狀況はホルタン靈父の傳に記したれば之れを省略す)

九月二十四日

生年月日不詳
降生一千六百三十七年

(徳川將軍家光執政時代)

靈父アントニヨ、ゴンザレス尊師

靈父は西班牙國の人にしてレオンと稱する地に於て誕生し、聖ドミニコ會の修道者となり頗る剛膽勇猛磊落の御方にして傲慢なりとの評ありしが、其の勝れたる才智は哲學神學に秀て給ひ、師父と仰ぐ神學の泰斗、恩師の高風に接するに従ひ、其の勝れたる智識は遂に感化せられて、高德を完全に修め其の身の素行を改め佳良の修徳を積むに至り、耶蘇基督の限りなき愛を常に追想し其の身に苦業を積み給ひし事は限りある筆紙の盡すべき處に非ず、其の後降生一千六百三十二年ヒリピン島に渡航し、其の地に着せらるゝや直ちに神學の教師となり續いて大學校長に撰定せられ其の位置に働き勤め給ひける時、降生一千六百三十六年密かにヒリピン島より出發して日本國に赴かんと志し同年七月十日先づ琉球島に上陸せられたるが其の後の行動に就き如何にして我が國に渡來せられしか更らに記録に遺存し居らざるが、翌年九月二十一日

附録 靈父アントニヨ、ゴンザレス尊師

我が國の長崎に於て靈父は役人に引き連れられて代官所に到り取調を受け居られる時、棄教者等は靈父にも信仰を捨てさせんと試みけるも嚴重に之れを退け給ひしが、此の時彼れ等は靈父に向ひて同行渡來せし友達は何れも信仰を捨てたりと棄教者及び奉行等僞言を以て欺きけるも、靈父は奉行及び棄教者に向ひて熱心に説教を爲し給ひければ大ひに之れを憤り、慘酷にも水責を爲したれば其の爲め歩行も自由ならぬより之れを運びて監獄に移し入牢せしめたり、同月二十三日再度信仰を放棄せしめんご水責を爲す爲めに代官所に呼び出されし時、靈父は高度の熱氣を發し居られしも之れを喜び勇みて出で行き給ひしが、水責は非常の慘酷を極め血塊を多量に水と共に吐き出し給へば、役人等は血管の破裂せしものと思ひ直ぐに監獄に連れ戻したれば、靈父は獄内に於て神様及び聖母に向ひ祈りを爲し居り給ひけるが、翌日午前四時頃に至り其の祈の内に呼吸は絶へて遂に獄内に於て無慘の拷問に依り致命爲し給ひたり、其の御遺骸は翌朝聖地長崎の立山に於て燒盡し其の灰に至る迄海中に投棄りと云ふ。

九月二十九日

死亡生年月月不詳
降生二千六百三十七年死亡

(徳川將軍家光執政時代)

靈父トマス、デ、サント、ドミンゴ尊師

靈父は未だ修道者となり給はぬ前へはギリエルモ、クルテスと稱し生國は佛蘭西人にしてヴィシエルと稱する市に誕生し、聖ドミニコ會の修道者となり神學の教師より進んで修道院長となり、西班牙國に到り夫よりヒリピン島に渡航し、降生一千六百三十五年マニラに到着せられ、其の翌年に至り西班牙國の靈父を伴ひ我が國に渡航せんと其の途中先づ琉球島に上陸し、翌年九月十三日に至り外に二人の靈父と共に九州薩摩を通過して目的地なる長崎に着せられたるも、忽ち憐れにも両手を背後に縛せられ捕はれの身となり三靈父とも猛獸を取り扱ふ如くにして駕籠に乗せられて代官所に到り奉行より取調を受けたる後三日間の水責を受け信仰を棄てさせんと苦悶を與へたるが、其の實況を證する人の言葉に依れば此の慘酷なる責苦に生命を保ちたるは全く神の御攝理にして奇蹟なりと語り居り、第二次の水責は朝より終日に至りしも之れを凌

ぎ給ふ後ち兩足の股を焼き竹にて縛したる儘刺し通し、尙亦兩手の爪より鐵の太き針を刺し通したるも之れをも靈父等は喜びを以て堪忍し苦痛を凌ぎ給ひしかば、兩手の爪先きを磨擦せよと嚴命すれば之れを心よく爲しけるより、獄卒等は無慘にも其の手を取て烈しく磨擦し、尙亦槌の如きものを以て針の頭を叩き込み實に聞くも肌粟を生ずる慘酷の極なるも、之れを無言にて耐へ凌ぎ殆んど死に類せし人の如くに成りて倒れ給へば、獄卒等は之れを見るや信仰を最早捨るかど問ひければ、直ちに眼を開き否決して我は信仰を捨てざる可しと確答し給ひ、第三次にも再度水責を受け之れを耐へ凌ぎ給ふ後ち兩足を縛して眞逆さまに穴の上に釣り下げ、其の穴には水を注ぎ入れ靈父の頭部を水に入れ絶息爲さんとすれば漸らく引き出し、又も水中に頭部を陥れ幾度もなく之れを重ねて爲し其の度毎に信仰を捨るかど嚴問したるも、之れを退けて勇猛の聲を發し神の御聖祐に依り決して捨てざる可しと確言なし給ひ、役人等も其の誘ひは全く無益なりと確忍し、降生一千六百三十七年九月二十七日曾て録せし如き死刑の穴責を爲し殺す爲め長崎の聖地立山に連れ至り、尙も耻辱を蒙らしめんと頭髪

を半剃り落し亦左の頬髯を半分剃り落し其の剃り跡へハハガラを塗り付け、亦其の道中にて説教を爲さる様に猿轡を以て口先きを締めあげ、數百人の外教者なる子供等は先きに立ちて笑ひ嘲けり、靈父は二日の間穴の中に逆釣りせられたる儘、主に讚美歌を捧げ謠ひつゝ穴責を凌ぎ給へば、役人等は今は勞れ果て其の月二十九日穴責めを退けて遂に斬首する事となり、靈父等は鋭き刃を跪坐きて待ち受け給ひ其の首を刎ねられれて昇天爲し給ひしと云ふ。



附録 靈父ミゲル、デ、オザラザ尊師

九月二十九日

生年月日不詳
降生一千六百三十七年死亡

(徳川將軍家光執政時代)

靈父ミゲル、デ、オザラザ尊師

靈父は西班牙の人にしてオニヤテと稱する町に於て誕生し聖ドミニコ會の修道者となりたる後ち、西班牙の都マドリット市に數年の間住居し名高き神學者にして、降生一千六百三十五年ヒリピン島に渡航せられ、翌年に至り二人の靈父と共にマニラを出發し我が日本國に渡らんと先づ琉球に到りて上陸し、降生一千六百三十七年九月十三日曾て録せし靈父と共に役人等に護送せられて長崎に來着せられ、曩きに記載せし如く代官所に於て取調を受け、其の後ち水責、穴責、焼竹責等の世にも恐るべき拷問を以て信仰を放棄せよと誘ひしも之れを退け給ひ、靈父は兩手の指頭を尊き鮮血に染めけるを眺め入り給ひて大ひに喜びつゝ叫びて曰く、嗚呼如何に美しき撫子嗚呼如何に美麗なる玫瑰の花嗚呼如何に麗はしき調和なる哉、尊き天使よ此のビエルの音調に合奏なし給へと大聲にて喜び叫びければ、獄卒等は此の言葉を聞き自から涙を流し之れ

を留め得ずして靈父に向ひ、何んの爲め此の慘酷なる苦しみを凌ぎ我が日本國に來るかど問ひ試みたれば、トマス靈父は之れに答へて人々よ我が言葉を聞き能く了せられよ、我れ等は日本國に死する爲に來りしに非ず、基督の信仰を得ざれば誰人も助かりを得ざる爲め其の信仰の道を日本國に布教する爲め渡航せしなりと仰せられ、遂に降生一千六百三十七年九月二十七日曾て録せし靈父の傳にありし如く無慘極まる拷問を凌ぎ給ふ後ち長崎の聖地立山に引き連れられて穴責を二日間受けしも天主に讚美歌を謠ひ捧げつゝ之れを耐へ凌ぎ給ひしが、恰も此の日は大天使聖ミカエルの祝日にして靈父の守護者なる祝日に當り其の穴責の爲め落命に至らず、遂に之れを退けられたる後ち信仰の勇氣を以て力を出し跪坐き及を受け、其の祝日を天國に於て拜する爲め昇天せられ、此の日外教者等は兩靈父の信仰上の力を望み見て非常に驚嘆し、其の時まで斯る兩靈父の如き信仰を以て苦しみに強き人を見し事なしと云ふて之れを尊敬評判せりと聞けり全く之は守護の天使に護衛せられて其大祝日に天主の御攝理に依り獄卒等は斬首する事となり致命の榮冠を蒙り末代に其名を残す事となられしならん云ふ

附録 靈父ミゲル、デ、オザラザ尊師

附録 靈父ビゼンテ捕擧テ、ラ、クルウス尊師

九月二十九日

生年月日不詳 降生一千六百三十七年

(徳川將軍家光執政時代)

靈父ビゼンテ塩塚デ、ラ、クルウス尊師

靈父は我が國の人にして長崎市に誕生し其の両親は熱心なる信者にして、未だ靈父の出生せざりし前に六人の小供を産みし人なるが、靈父の生れざる先きに若し胎兒男子なれば天主に奉獻すべしと確く決心し居りたれば、靈父の誕生の後ち齡九歳の時早くも其の決心を實行し、ゼスイタ會の長崎に有る學校に入れて教育を授けられ羅旬語を學び、而して後ち傳導師たらん爲めに相當の覺悟を爲し數年の間其の職を全ふし遂に降生一千六百十四年總ての靈父方が放逐せられ給ひし時、之れに隨行して遠くマニラに渡航し布教の爲め再度歸國し、其の後ち又たもマニラに渡り日本人の爲め布教に働き居り給ひしが、遂にマニラに於て靈父たるの聖聯を蒙る爲め其の教育に要する學資をマニラ在住の日本人より出資し、遂に司祭となりて後ち同地に於て熱心に働き居り給ひたり。

附録 靈父ビゼンテ捕擧テ、ラ、クルウス尊師

斯くて降生一千六百三十六年アントニヨ、ゴンザレス靈父は他の友達と共に日本國に渡航せらるゝに就き、管區長より是れに隨行歸國して靈父を補佐せられん事を勧められ喜びて之れを承諾し、其の時より聖ドミニコ會に入り靈父等に力を合せて働かんと志願したれば之れを認許し、共にマニラを出發し日本國に渡航する事となり會て録せし如く其の途中我が國の迫害の爲め琉球島に上陸し、夫れより後ちに會て録せし如く靈父と共に長崎に着せられし時は最早捕れの身と成り居り給ひしが、其の時同行せられし他の靈父等が慘酷なる水責に掛り拷問せらるゝ有様を見て大ひに恐れて一度信仰を捨てたるも、如何んせん水責等の責苦は免る事を得ず非常に苦しめられ、他の靈父が喜び勇みて苦みを耐へ忍び給ふを見て其の身は良心の苛責に依り尙一層苦痛を覺へ、兩靈父は焼竹、鐵針、等の無慘なる責めを受け給ふに僅か獄卒一名にて足りたるも、靈父は之れに對して否みければ刑吏數十名にて足取り手取り押へ付けて拷問に處しける有様にて、是れは全く靈父に布教上の事實を明かに白狀せしめん爲めの責め苦なりしが、他の靈父等は其の信仰の弱きを見て大ひに悲まれ共に監獄に連れ戻された

附録 靈父ビセンテ遺塚テ、ラ、クルウス尊師

れば、他の靈父等は熱心に祈りを爲したる後ち靈父に向ひ燃ゆる熱誠を以て改心する様に説き諭され、茲に神の恩寵に依り深く痛悔を起し罪の許しを他の靈父より蒙り、其の後には信仰を以て他の靈父の如く總ての苦しみを耐へ凌ぎ、役人等は再度信仰を捨てさせんと他の人々よりも慘酷に苦しめたるも、遂に終りに至る迄堅固の信仰を保ち、遂に降生一千六百三十七年九月二十九日他の靈父と共に長崎の聖地立山に於て穴責を受けるの後ち之れを退けられて斬首せられたるが、此の時は非常の責苦の爲め最早跪坐く事も爲し得ぬ姿に疲勞し居り給ひけるも、獄卒等は首を刎て後ち總ての致命者を焼き盡して其の灰は海中に投棄したりと云ふ。

月日不詳

生年月日不明
凡附生一千六百二十四年死亡

(徳川將軍秀忠執政時代)

靈父ホアン、ルエダ、デ、ロス、アンヘレス尊師

靈父は西班牙國の人にしてブルゴスと稱する地に於て誕生し其の後ち聖ドミニコ會の修導者となり、降生一千六百四年ヒリピン島に渡航し其の年我が國の薩摩に來航し夫れより二ケ年後には肥前の國に到り佐賀の城下に於て迫害の時に至るまで布教に従事し居られしが、降生一千六百十四年總ての靈父は長崎より放逐せらるゝ事となり靈父も共に放逐せられしも遠き海上途中より歸還し、艱難辛苦を忍びつゝ諸國を巡教し給ひ居りしも、迫害の嚴重なるより靈父等は追々と僅少となり信者の増々憐れなる姿を認め給ひ、之れを大ひに悲みてマニラより靈父を日本國に渡航せしめん爲めに之れを勵まさんと、遂に降生一千六百十九年に至り遠くヒリピン島に渡り給ひ、其の勸誘により便船の好機有る毎に多くの靈父は密かに日本國に渡來せられ、大いに働く事となりしは全く靈父の力なりしが、續ひて早く靈父も内地に歸還せんと爲したるも止む

附録 靈父ホアン、ルエダ、デ、ロス、アンヘレス尊師

を得ず兩三年はマニラに留まり居られしも、其の熱望は黙し難くして遂に金壹千圓を投じて琉球島迄竊かに渡り歸へられ、此の地に於て内地に入るの時機を窺ひ待つ間も熱心に働き居られしが、或日寺院の僧侶と論究せしか彼等は其の論據を辨駁し得ざるを深く耻ぢ大ひに憤慨し召使ひを以て靈父を逐ひ出し、且つ靈父なりとの疑ひを發し國主に訴へ其の爲め靈父は捕へられて琉球島の内アワ島に流罪に處せられ、此處に數ヶ月間滯留中此島にて深林あり人皆恐れて入林するものなきが、靈父は之れを意とせず入山なし給ひしより大ひに驚き此の赴きを國主に訴へたるより、再度他の島に流罪せんと装ひて船に乗り移らしめ其の海上途中にて靈父を海中に投棄て殺害せしも、交通の稀なる時代とて誰ありて之れを報する人なかりしが後年に至り凡降生一千六百二十四年頃の事なりと云へり、然れども被害の當時より數年の間更らに知る人なかりしが、日本靈父なるトマス西六左衛門デ、サン、ハシント師がマニラ島より日本に歸國の途次琉球に上陸し、靈父が曾て遭難前此の地に上陸の際宿泊爲し居り給ひし家に投宿し、明かに其の遭難當時の事實を發見し之を知る事を得て世に傳ふる事となりたり

我が日本國に於て靈父は宣教師の内に拔んで出たる大膽なる御方にして、最も敏活に働き布教爲し居り給ひて其の爲めに結びたる好果は多大なりしが、布教上洗禮を授け給ひしを擧げすして只迫害の時馬城下のみにても我が信仰に立ち歸らしめたる信者は一千貳百人以上にして、之れを説き諭されたる靈父の才徳を窺ふに足るべく、其の後此れ等の人々は極めて信仰を堅固に保ちしと聞く、亦ヒリビン島に滯留中も月日を無益に費し給はず尊き玫瑰に就き二冊の書籍を日本語にて印刷せられけるが、幸ひにして現今に至る迄寶物として現存し居り、其外數人の日本致命者傳を綴り殊に我が日本内地に於て聖ドミニコ會の靈父等が布教せられける事業の實況を書き綴り居り給ひて、マニラなる我が聖ドミニコ會の修道院に傳り今文庫に現存し居ると云ふ。

附録 靈父ハシント、エスキベル、アル、ロサリヨ尊師

八月十日

降生一千五百九十五年誕生
同 一千六百三十三年死亡

(徳川將軍家光執政時代)

靈父ハシント、エスキベル、デル、ロサリヨ尊師

靈父は降生一千五百九十五年西班牙國のビトリヤ市に誕生せられ、此の地に於て聖ドミニコ會の修道者となり最初より我が日本國に渡航布教せんと深く慮りたまひけるも、神の思召に依り其の熱望を數年の後に至る迄果す能はざりしが、遂に降生一千六百二十六年ヒリピン群島に來着せられ、我が日本國に渡航する爲め志願せられたるも即時に之れを許されず大學校に於て神學の教授となり働き居り給ひしが、此の時日本人なる靈父ジャコボ園永デ、サンタ、マリヤ師に就て日本語を學び遂に之れに熟達せられ、西和辭典(西班牙語日本語照對)を著す爲めジャコボ園永靈父と共に熱心に編輯に従事して之れを發行し、今日に至る迄我が聖ドミニコ會に此の著書は遺存し居れり、靈父は熱心なる烈しき説教家にして多くの人々に感動を與へ、人類救靈上に勵行せられて日本人の救ひを一心に希望せられ、其の爲め一度我が日本國の信者が迫



Ulinos Maritres Dominicos en Japon. 1637.

父靈命致之後最者尊

害の爲め嘆げかはしき狀況を知り給ひてより、數年の間其の目的地に渡航する能はざる爲め非常に悲み一時絶息なして倒れ給ひし事あり、其の隣室に居給ひし靈父は大いに驚き是れを抱き起されし程の有様なりしと云ふ。

斯くの如き熱誠の希望を以て遂に會の首長より許しを得たるも其後三ヶ年間に出發するに至らざりしが、臺灣に渡り此の地より我が國に渡航するの時機を待つ事となり、其の間臺灣島に於て徒らに光陰を送り給はずして土人の言語を熱心に學び文典字典を著し、亦公教要理を土語に譯し斯る野蠻の地に働き立派なる好果を結び、遂に聖堂を淡水の市街其他の地に建設し亦資金六千圓を投じて慈善會を創設する等、靈父は斯の如き働きに熱誠にして頗る成功を顯し給ふも常に心中日本國に渡航するの時機を窺ひ待ち居り給ひて、漸やく一名の支那人は其の持船に靈父及び聖フランシスコ會の某靈父と共に乗船せしめて日本國に渡航すべき約束を爲したれば、大ひに喜び勇み給ひて此の船に乗り移り臺灣島を出發し給ひしが、其の航海途中船長に殺害せられ兩靈父とも海中に御遺骸を投棄せられたるが、其の時船長なる支那人は金錢を儲けん爲めには

靈父の耳と鼻を切り取り無慘にも鹽漬となし、我が長崎に來着し時の奉行に差出して
 檢視を受け其の爲め大金の賞與を受けたるも、直ぐに惡錢身に付かず賭博の爲め悉く
 之れを失ひ亦數日の後ち吐血の爲め船長は死亡したりと云ふ。

此の時外教者も是れを聞き神罰なりと物語りけるが靈父の殺害せられ給ひし日は降
 生一千六百三十三年八月九日又は十日なりしと云へり、斯くもハシント靈父とホアン、
 ルエダ、の兩靈父は日本内地に於て致命せられざるも其の希望は全く内地と異ならず
 内地に殉教せられたると同じ事にて、之れを我が日本致命者の内に數ふるを以て茲に
 編入し録す事とせり。

附言

聖ドミニコ會の古書中現に遺存し居る日本致名者は、頗る多大の人數なるも明かに
 之れを記録し居らず、爲めに其の氏名殉教せられし年月日の如きも詳かに知る能は
 ず、全く迫害の嚴重なるより遺書の我が國に於て消滅したるは實に遺憾の極めなりと
 す、以下順次著す人々は聖ドミニコ會の第三會員に加名し居られたる人々なりと讀む
 人丁せられよ。

附録

一 靈名ミカエル 姓名不詳凡降生一千六百二十七年五月十九日、肥前國諫早の城下に於て斬首せられて致命せり。

一 靈名ミカエル 團右衛門年齡四十歳にして降生一千六百二十七年五月二十九日、肥前國長崎附近なる矢上村に於て斬首せられて致命せり。

一 靈名マルタ 姓名不詳癩病者にして降生一千六百二十六年七月二十八日、靈父ベルトラン聖師の縛せられ給ひし時、其の家主にして其の住居より共に縛せられん事を熱望して聖師の護送に隨行し、道すがらラウダテ、ドミヌン、オンチス、ヘンテスの聖歌を誦ひつゝ、歩ゆみ遂に就縛せらるゝ事となり、入獄の後一ケ年を経て降生一千六百二十七年七月二十九日、其の友達なる癩病者ベヤトリーズ、ヨアンナの兩人と共に聖女マルタの祝日に當り、靈父と共に火刑に處せられ大村城下に於て致命せられたり。

附録

一 靈名レオン 姓名不詳降生一千六百二十七年八月十七日、肥前の長崎附近の地に於て火刑に處せられ致命せられたり。

一 靈名アントニヨ 三久保年齡二十三歳降生一千六百二十七年八月十七日、肥前の長崎附近に於て斬首せられて致命せり。

一 靈名マルダレナ 姓名不詳降生一千六百二十七年八月十七日、肥前の長崎附近に於て火刑に處せられて致命せり。

一 靈名ボーロ 源兵衛降生一千六百二十八年五月八日、肥前の大村城下に於て斬首せられて致命せり。

一 靈名ドミンゴ 九郎兵衛降生一千六百二十八年九月十日、肥前長崎附近の地に於て火

附録

刑に處せられ致命す、彼れは元來聖ドミニコ會の家主にして亦玫瑰會員の取締に撰定せられ居りたる人なり。

亦其の日九郎兵衛の妻なるビヤトリツ及び其の友達マンシヨ立市、マヌエル富永寡婦マリヤ、トマス與三左衛門等の人々は、共に斬首せられて致命せるも聖ドミニコ會に屬し居りたる人なるか不明なり。

一 靈名ホアン 佐兵衛其の妻ビヤトリツと其の實子なるホアン小阪、彼の妻イサベラ、シモン清田三吉、マルダレナ姓不詳、カタリナ姓不詳、アンデレス山田、等の人々は肥前國大村城下に於て降生一千六百二十八年九月十一日、火刑に處せられ致命せり。(一説には斬首せられたりとあり)

一 靈名アントニヨ重左衛門其の實子リノ仁藏と外二名姓不詳は降生一千六百二十八年九月十二日、(一説には十四日とあり) 肥前の大村城下に於て火刑に處せられて致

欠

325
354

欠

終

